



**物流効率化専門指導員派遣事業**

- (1) 対象：主として中小企業者で構成される組合・公益法人・任意団体、中小企業等  
 (2) 支援内容（アドバイザー派遣事業）

中小企業者などが行う物流効率化の取組を支援するため、物流アドバイザーを派遣し、物流効率化を図る上での諸課題（投資規模・効果の検討、パートナーの問題、物流コストの削減、どのような支援策が受けられるか等）に関するアドバイスを行う。  
 ※専門家指導員謝金の1/3については自己負担。

これらの支援事業は、基本的に複数の企業が参加する組合・任意団体なども支援対象となる。

事業別にみると、「物流効率化推進事業」は毎年全国で十数件が採択されている。中小企業だけでなく、大企業も活用することができ、制度の中では利用者にとって間口の広い補助金であるといえる。

**図表Ⅳ－１ 物流効率化推進事業への採択事例（平成15年度、関東経済産業局管内）**

採択年度	地域	組合・団体名称	内容
15年度2次	関東	社団法人電線総合技術センター  【中小企業分】	受発注・輸配送情報ネットワークシステムを構築し、調達・生産・販売物流の情報連携を図りリードタイム、物流業務、積載効率等の向上及び環境負荷低減の物流効率化を目的に調査研究・基本計画策定事業を実施する。【調査研究】
15年度	関東	ジェイ・アイ・ティ関東輸送ネット協同組合  【中小企業分】	物流センター・方面別配送体制確立等の共同配送事業を実現し、運行及び積載効率の改善・向上等の物流効率化を目的に調査研究・基本計画策定事業を実施する。【調査研究】
15年度	関東	首都圏キット利用協同組合  【中小企業分】	個建貨物輸送物流ネットワークシステムを構築し、積載効率・配送効率・作業効率向上等の物流効率化を目的に調査研究・基本計画策定事業を実施する。【調査研究】
15年度	関東	花園物流センター協議会  【中小企業分】	共同物流センターおよび共同物流システムを構築し、共同配送を行い配送効率向上、環境負荷の軽減等の物流効率化を目的に調査研究・基本計画策定事業を実施する。【調査研究】
15年度	関東	日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会  【中小企業分】	緊急輸配送求車求荷システムを構築し、実車効率・積載効率向上等の物流効率化を目的に事業計画・システム設計事業を実施する。【システム設計】
15年度	関東	首都圏チルド共配センター設立準備協議会  【中小企業分】	多温度管理物流センターおよび共同物流システムを構築し、配送効率・積載効率・作業効率向上等の物流効率化を目的に事業計画・システム設計事業を実施する。【システム設計】
15年度	関東	ミサワ・ロジスティクス・ネットワーク協同組合  【中小企業分】	荷物情報共有化・配送計画支援システムを構築し、輸送効率向上、配車管理の最適化による環境負荷の低減、配送業務効率向上の物流効率化を目的に実験的事業運営事業を実施する。  【実証実験】
15年度	首都圏 北関東 東北	岩槻共同物流センター設立準備協議会  【大企業分】	衣料品、加食品等の荷を扱う運送業7者が物流センター・物流システム(共同配送・共同流通加工・受発注システム)を構築し、積載率・輸送効率向上等の物流効率化を図ることを目的に調査研究・基本計画策定事業を実施する。【調査研究】
15年度	関東 北海道 東北・東 海・信越	関東家庭薬物流システム化協議会  【大企業分】	関東及び関西の家庭薬メーカー16者が物流と情報の共同化(効率化)システムを構築し、物流効率化を目的に平成14年度に行った事業計画・システム設計事業の結果を踏まえ、実験的事業運営事業を実施する。【実証実験】

採択年度	地域	組合・団体名称	内容
15年度	関東	関東事務用品流通協議会  【大企業分】	文具・事務用品の卸売業14者が共同物流システムを構築し、共同配送事業を行い物流効率化を図ることを目的に平成14年度に行った事業計画・システム設計事業の結果を踏まえ、実験的事業運営事業を実施する。【実証実験】

## (2) 法律上の支援措置

法律上の支援措置の代表は「中小企業流通業務効率化促進法」であり、同法により効率化計画が認定されることで共同化施設事業への無利子融資や低利融資、各種特例、税制優遇などが行われている。

### 中小企業流通業務効率化促進法に基づく融資・税制優遇等

組合等が基本指針（経済大臣及び国土交通大臣が策定する流通業務効率化計画についてのガイドライン）に即して「効率化計画」を作成し、これが都道府県知事及び運輸局長の認定を受けることができれば、認定された効率化計画（「認定計画」）に基づき組合等が実施する事業に対して、国から支援を受けられる。

#### (1) 融資制度

##### ① 高度化融資制度（中小企業基盤整備機構、各都道府県）

組合等が認定計画に基づき実施する事業に対して融資割合80%までの無利子融資等を受けることができる。

##### ② 物流近代化資金貸付制度（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫）

組合等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及びその運転資金について、低利融資を受けることができる。

#### (2) 事業資金調達の円滑化

##### ① 中小企業信用保険法の特例

組合等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借り入れに係る信用保証協会による信用保証について、付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置が受けられる。

##### ② 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定計画に基づく事業実施のために増資を行う組合等の構成員企業については、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加される。

#### (3) 税制支援（認定計画に基づき組合等が共同物流センターを設置した場合の優遇措置）

流通業務効率化施設の特別償却（初年度8%の減価償却率上乘せ、平成16年度まで）

#### (4) 貨物運送取扱い事業法の特例

効率化計画の認定に貨物運送取扱事業法上の登録と同じ効果をもたせる。

同法の特徴は、認定の受け皿を協同組合とすることが要件とされている点にある。これは、法律の目的が中小企業施策であり、成立の背景には、卸団地のような協同組合における中小卸売業の物流機能高度化、効率化を重視したものと考えられる。

また同法は共同化施設事業への8割無利子融資という大きな特典があるが、平成4年10月に施行されてから、平成16年度末までの12年半の間で17件の認定となっている（うち2件は認定取消）。

図表Ⅳ－２ 中小企業流通業務効率化促進法の認定組合

	組 合 名	県 名	認定年月
1	協同組合ニイイチ物流センター	北海道	1994年3月
2	協同組合八戸総合卸センター	青森県	1994年4月
3	協同組合広島家具物流センター	広島県	1995年11月
4	アインツ協同組合	埼玉県	1996年1月
5	協同組合熊谷流通センター	埼玉県	1996年3月
6	協同組合テクノポート総合物流	岩手県	1996年3月
7	協同組合小糸製作所協力会	静岡県	1996年5月
8	協同組合青森総合卸センター	青森県	1996年8月
9	協同組合盛岡卸センター	岩手県	1996年9月
10	協同組合西日本物流システム	福岡県	1996年10月
11	協同組合デリバリーセンター	北海道	1997年5月
12	京都府文紙事務器卸商協同組合	京都府	1998年6月
13	協同組合ティアンドディロジテム	北海道	1998年7月
14	北関東トゥエンティワン流通事業協同組合	群馬県	2002年10月
15	協同組合エリア中京	愛知県	2004年1月

### (3) その他の支援措置

物流業務の効率化、高度化を直接支援するものではないが、物流関連でも利用可能な支援策としては、「IT活用型経営革新モデル事業」がある。同事業は、中小企業者等の地域のビジネスモデルとして、共同在庫情報管理システムや受発注システムなどを開発・導入する場合に利用可能である。

#### IT活用型経営革新モデル事業（補助金）

中小企業者等による地域でのビジネスモデルとなりうる「ITを活用したシステム」の構築を支援する。

##### (1) 対象

中小企業者もしくは中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアム（共同事業体）

##### (2) 対象となる事業

経営革新を行うために有効なビジネスシステムの構築に向けた調査研究事業（事前調査研究事業）及びそれらの開発・導入事業（経営革新支援事業）

例) 共同在庫情報管理・受発注システムによる生産性の向上、インターネットショッピングによる新たな販路開拓 等

##### (3) 支援内容

事業に係る経費を国（各経済産業局）が補助する。

- ①事前調査研究事業 補助金額100万円～500万円、補助率1/2以内
- ②経営革新支援事業 補助金額300万円～3,000万円、補助率1/2以内

また、経済産業省以外の支援措置としては、国土交通省などによる「環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた実証実験」「TDM(交通需要マネジメント)実証実験」がある。これらの支援措置は、CO<sub>2</sub>対策、都市内交通流対策、経営改善などを主たる目的とし、その結果として企業物流の効率化、高度化に役立つものとなっている。

#### 環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた実証実験（補助事業）

幹線輸送において、荷主と物流事業者等が共同で海運・鉄道へのモーダルシフトや共同輸送化等の環境負荷低減（CO<sub>2</sub>排出量削減）策に取り組む場合に、一定の効果が認められるものについて国が認定を行うとともに、補助金を交付し支援する。

##### （1）具体的な実証実験の方法

- ① 幹線輸送においてトラックから海運・鉄道に転換する
- ② 幹線輸送において低公害車等で共同輸送する
- ③ 幹線輸送において環境負荷を革新的に低減させる（スーパーエコシップ、電車型特急コンテナ列車、大型低公害トラック等の新規性に優れた輸送手段への転換）等への取り組み

##### （2）経費補助の仕組み

- ① 補助対象経費：実証実験の実施に要する一時的経費（情報システム開発費、施設・設備の購入費等）とする。
- ② 国による補助率：補助対象経費の1/3（上限は1つの実験あたり1億円）
- ③ 補助対象期間：補助事業開始から1年以内（単年度）

#### TDM(交通需要マネジメント)実証実験（補助事業）

車の利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの道路交通混雑を緩和する実証実験で、有効性が見込まれるものを国土交通省・警察庁が認定し、経費の一部を助成する。

- （1）実証実験の目的：①主目的：渋滞の解消・緩和 ②副次的目的：環境負荷の低減
- （2）実証実験の内容：交通需要調整策と公共交通利便性向上策の組み合わせによる渋滞解消・緩和実験

《物流システムの合理化の例》共同荷捌き施設の設置、市街地の共同配送など

《交通需要調整策の例》パークアンドライド、PTPS（公共車両優先システム）、  
ノーマイカーデー、違法駐車対策等による渋滞解消・緩和など

《公共交通利便性向上策の例》都市内の100円バス、増便、循環バスの運行等による渋滞解消・緩和など

- （3）実証実験の認定 申請主体：地方公共団体等 認定者：警察庁長官、国土交通大臣  
認定要件：渋滞対策上の有効性が見込まれること 等
- （4）補助対象経費 実証実験の実施に要するソフト経費が補助対象。  
ただし、低公害車・ETC 車載機については、実験期間中の減価償却費を補助対象とする
- （5）補助率 国庫補助率：1/3（地域1/3、事業者：1/3）

なお、政府は平成17年3月1日、共同配送など物流事業の効率化や総合化を目的とする新法「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を閣議決定した（同年秋ごろまでに施行を予定）。本法では、従来、中小企業流通業務効率化法が支援対象としてこなかった大企業や任意団体での取り組みも支援対象とする。（具体的な内容については、本章第2節「経済と環境が両立できる物流への支援に向けて」参照）

図表Ⅳ－3 物流の共同化・連携において活用可能な行政支援策の特徴

物流効率化推進事業 (補助金)	経済産業省 経済産業局	×	○	○	(H15年度) 基本計画策定数6件 システム設計数4件 実験的事業の実施回数3件
中小企業物流連携支援事業 (補助金)	経済産業省 全国卸商業団地協同組合連合会	×	○	×	卸売業を中心とする中小企業対策としての支援 (H15年度) 補助事業者における調査研究数 18件 物流以外の調査研究も多い
物流効率化専門指導員派遣事業 (補助金)	経済産業省 中小企業基盤整備機構	×	○	×	(H15年度) 専門家派遣件数 16件
中小企業流通業務効率化 促進法に基づく支援(低利 融資・税制優遇など)	経済産業省 自治体 日本政策投資銀行 中小企業基盤整備機構 中小企業金融公庫 国民金融公庫 など	効率化計画の 一環であれば 可	×	×	中小企業対策としての支援 平成4年～16年度末までの認定件数 17件 (日本政策投資銀行による、H14年度) 融資件数 3件 融資総額 18億円 (物流近代化資金による、H14年度) 融資件数 3件 融資額 145百万円 (特別償却制度、過去の利用実績) 利用件数 6件 減税額 88,464千円
IT活用型経営革新モデル事 業(補助金)	経済産業省 経済産業局	○	○	×	経営近代化・高度化に対する支援 物流関連は一部
TDM(交通需要マネジメ ント)実証実験(補助金)	国土交通省 警察庁	×	○	○	主に環境保全・都市内交通流対策としての支援 国庫補助率1/3(地域1/3、事業者1/3)
環境負荷の小さい物流体系 の構築に向けた実証実験 (補助金)	国土交通省	×	○	○	CO2削減対策としての支援 補助対象経費の1/3 (補助金交付額の上限は1実証実験あたり1億円) 平成16年度一次募集 15件

## 2. 経済と環境が両立できる物流への支援に向けて

### (1) 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(案)

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(案)は、経済産業省、国土交通省、農林水産省が共同提案したもので、流通業務の総合的かつ効率的な実施が我が国の国際競争力の強化及び環境負荷の低減に資することから、高速自動車国道、港湾等の社会資本の近傍に立地する流通業務施設を利用して行う流通業務総合効率化事業について、倉庫業の登録等に係る申請手続の免除、中小企業信用保険の付保限度額の同額別枠化、食品流通構造改善促進機構による債務保証等所要の措置を講ずることとしている。

また、中小企業に対しては、従来から中小企業流通業務効率化促進法を通じ、中小企業が協同組合を組成して行う共同物流などの流通業務の効率化を支援してきたが、本法では従来の支援策を引き継ぐとともに、協同組合のみならず任意グループや個別中小企業者が行う流通業務の効率化への取り組みをより柔軟に支援することを目的としており、平成17年3月1日に閣議決定され、同年秋頃の施行を目指している。

なお、本法の施行にあわせて現在の中小企業流通業務効率化促進法は廃止となる。

#### 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案 概要

##### (1) 基本方針の策定

主務大臣は、流通業務効率化事業の実施方法、流通業務効率化事業で利用する施設・設備(特定流通業務施設)の立地場所、内容、中小企業者の連携・事業の共同化等についての基本的な考え方を基本方針として策定する。

##### (2) 総合効率化計画の認定

流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、流通業務総合効率化事業についての計画(総合効率化計画)を作成し、これを主務大臣に提出してその総合効率化計画が基本方針等に照らして適当である旨の認定を受けることができる。

##### (3) 流通業務総合効率化事業促進のための措置

###### ① 物流関連規制に関する特例措置

新たに物流関連規制に係る登録または許可(倉庫業法、貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法に基づく登録、許可)を受けることを要する総合効率化計画について、計画の認定をもってこれら登録または許可を受けたものとみなすこととし、物流に係る総合的な取り組みを促進する。

###### ② 中小企業の取り組みに関する支援措置

荷主、物流事業者のおおむねを占める中小企業が単独または他の事業者と連携もしくは事業を共同化して行う流通業務の効率化を支援するため、中小企業信用保険法や中小企業投資育成株式会社法の特例等を通じて、中小企業

の資金調達を支援する。

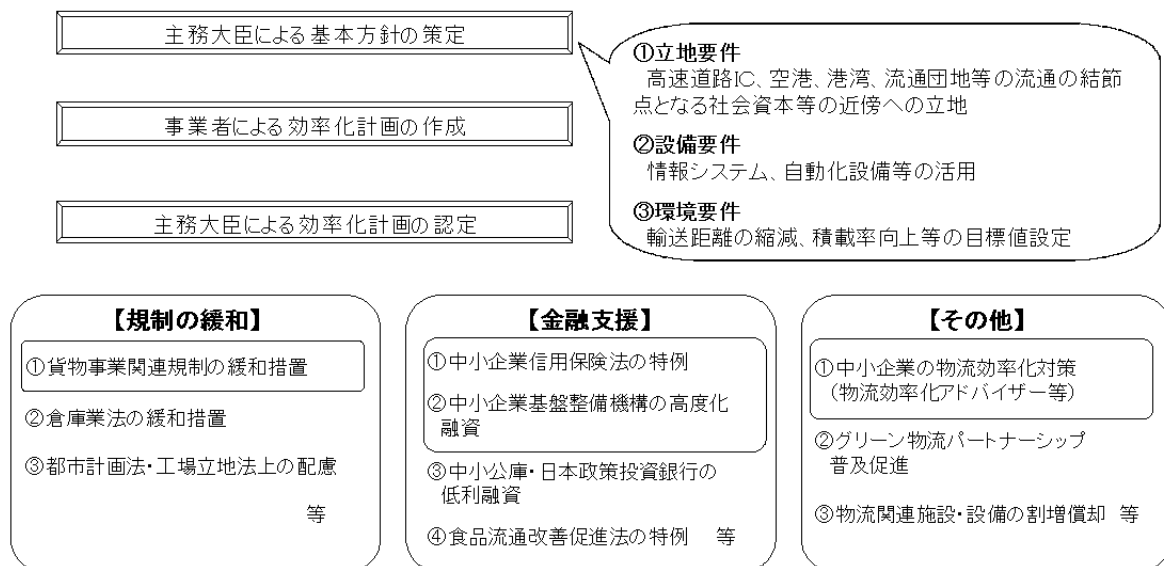
③ 特定流通業務施設の整備に関する立地規制の緩和

高速道路のインターチェンジや空港・港湾、工業団地・流通業務団地など物流の結節点となる社会資本の近くに特定流通業務施設の立地を誘導するため、都市計画法、工場立地法などの運用において、特定流通業務施設の立地が促進されるよう配慮する。

図表Ⅳ－４ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（案）の概要

**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(案)**

荷主(メーカー・流通企業)と物流事業者の連携や中小企業の連携・事業の共同化等による環境調和型の流通・物流の効率化を促進



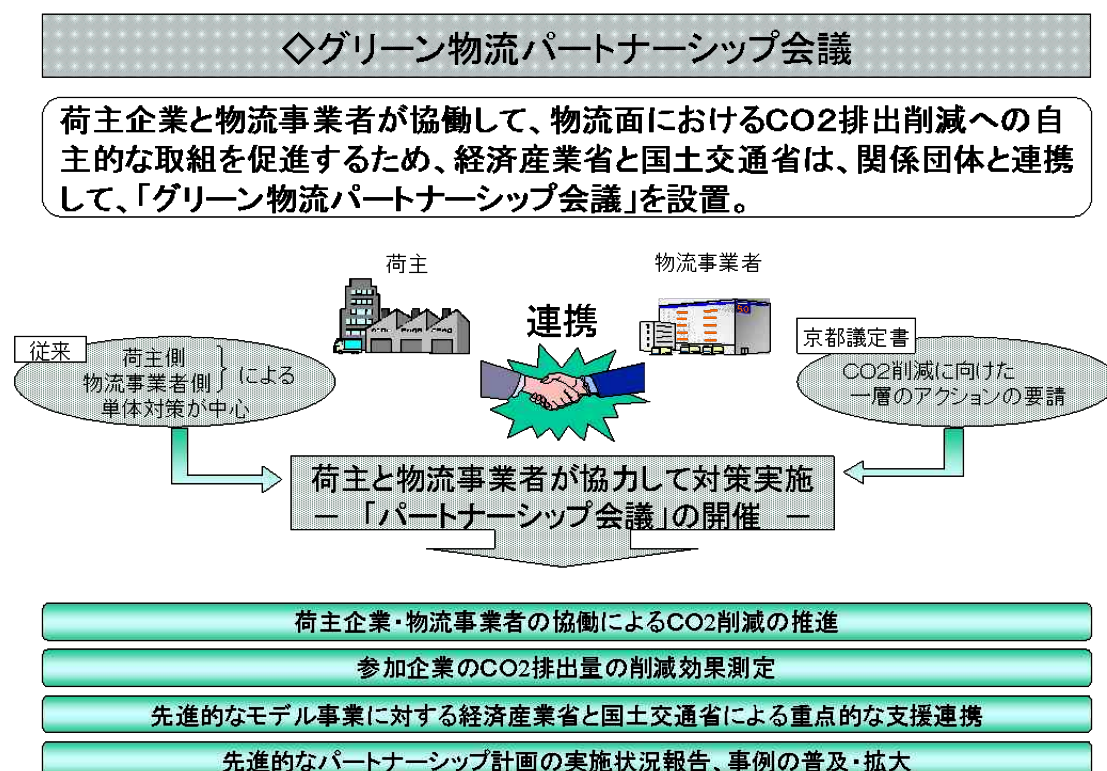
## (2) グリーン物流パートナーシップ会議

現在、経済産業省と国土交通省は、荷主企業と物流事業者が協働して、物流面におけるCO2排出削減の自主的な取り組みを促進するため、(社)日本ロジスティクスシステム協会、(社)日本物流団体連合会、(社)日本経済団体連合会と連携して「グリーン物流パートナーシップ会議」を設置し、物流分野のCO2排出削減に向けた自主的な取り組みの拡大に向けて、業種・業態の域を超えて互いに協働するという高い目的意識のもと、環境問題に係る問題意識や取り組み事例について関係者間で理解を深め、荷主企業と物流事業者が広く連携すべく開催するものである。

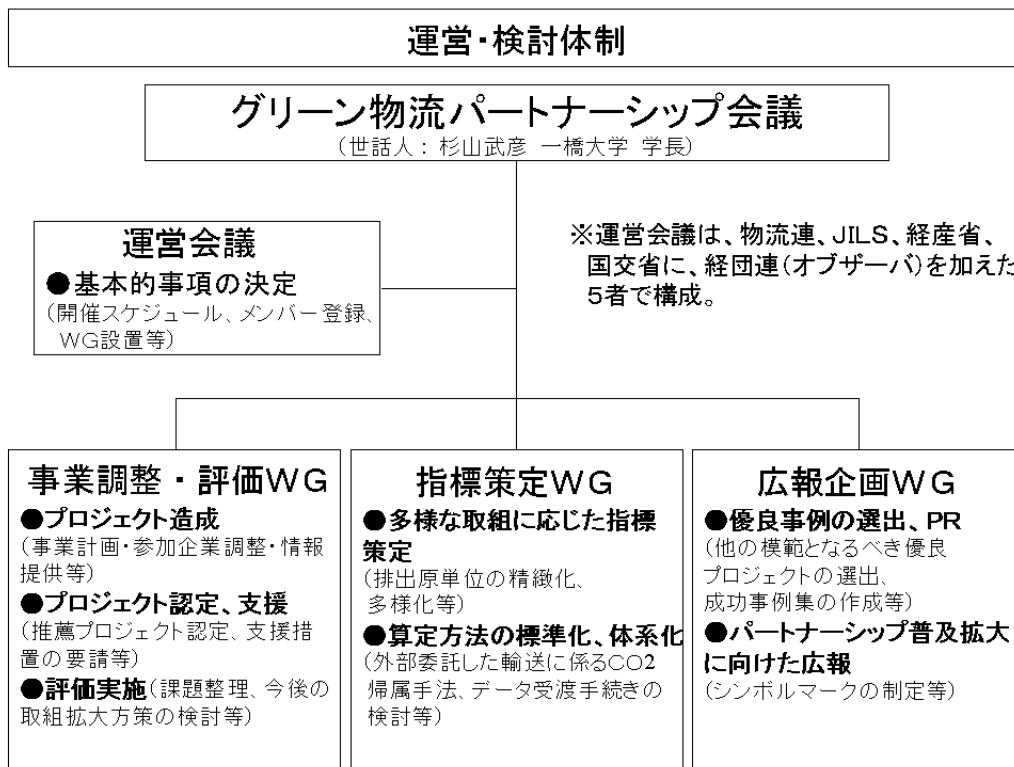
「グリーン物流パートナーシップ会議」は、平成16年12月に発足し、平成17年1月から参加メンバーの登録申込を受け付け、3月にメンバーの登録と名簿を作成するとともに、ワーキンググループ(事業調整・評価ワーキンググループ、指標策定ワーキンググループ、広報企画ワーキンググループ)メンバーを決定する。そのうえで4月を目途に第1回のグリーン物流パートナーシップ会議を開催し、メンバー、検討・運営体制に係る報告、各ワーキンググループの作業計画の説明、予算等の支援措置の説明などを行うこととなっている。

また、経済産業局、運輸局レベルにおいても、地域の荷主・物流事業者団体に対する広報、相談窓口の設置等のパートナーシップ推進に向けた環境整備を進める予定となっている。

図表Ⅳ-5 グリーン物流パートナーシップ会議の目的



図表IV-6 会議の運営・検討体制



**「グリーン物流パートナーシップ会議」モデル事業に対する補助制度  
(平成17年度新規事業)**

荷主企業と物流事業者が協働して行うCO<sub>2</sub>削減に係る事業計画のうち、先進的な取り組みに対して、「グリーン物流モデル事業」として重点的な支援を実施する。

**モデル事業構想の提案募集**

波及効果が高く且つ持続可能な、物流分野におけるCO<sub>2</sub>排出削減のための取り組みを普及させるため、具体的モデル事業の構想について、メンバー企業等に幅広く提案を求める。

**■モデル事業構想のイメージ**

- 荷主と物流事業者のパートナーシップにより実施される物流の改善方策であって、物流事業において排出されるCO<sub>2</sub>の削減が明確に見込まれるものであること。
  - 物流改善の効果を広く普及するため、例えば同業の荷主など複数の荷主や物流事業者の参加が見込まれるものであること。
- ※従来の「環境負荷の小さい物流体系の構築を目差す実証実験」の結果を発展的に活用することでより大きなCO<sub>2</sub>排出削減効果が見込まれる提案や、実際に特定事業分野で取り組んでみて効果があったものを他の応用可能な分野に拡大する提案など、新規性のある工夫が凝らされ、実験によりその効果等を検証する必要があるものであることが望ましい。
- ※平成17年度に実施できるものだけでなく、検討ののち平成18年度以降に実施する可能性のあるものについても積極的に提案していただく。

**■提案方法と参加者の公募**

- ・ パートナーシップ会議の会員が単独または共同で、事業調整・評価WGに対して提案する。
- ※プロジェクトメイクは複数の事業者による参加を念頭に置いていることから、共同申請が望ましい。
- ・ 事業調整・評価WGは、提案されたモデル事業構想を会員に対し公表し、具体的プロジェクトへの参加を募集することとする。

#### モデル事業のプロジェクトメイク

##### ■プロジェクトメイク

- ・提案された各モデル事業構想に集まった事業者グループは、構想ごとの具体的実施計画について、事業規模、実施地区、実験に必要な機器等、事業のフィージビリティを検討する。
- ・フィージビリティの高い事業については、当面夏頃を目途に各事業の実施計画を策定する。

##### ■パートナーシップ会議におけるモデル事業の選定

- ・各事業グループで策定されたモデル事業の実施計画について、パートナーシップ会議において積極的に推進すべきものを選定する。
- ・選定基準については、CO2排出削減効果、波及効果、新規性等を踏まえ、事業調整・評価WGで別途作成する。

#### モデル事業実施のための補助

パートナーシップ会議で選定されたモデル事業については、参加している企業等のうち荷主については経済産業省の、物流事業者については国土交通省の補助制度に申請することができる。

#### CO2排出量の算定方法

- ・上記モデル事業のCO2排出削減効果については、CO2排出量算定WGで作成する「物流CO2排出量算定マニュアル(仮称)」に基づき算定する。
- ・新技術導入など、上記算定マニュアルによることができない場合は、独自の計算方法により算定する。

---

---

平成16年度 物流効率化対策調査事業

関東地域における共同物流システムのインフラ整備に関する調査  
報告書

— 平成17年3月 —

調査実施機関：関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
さいたま新都心合同庁舎1号館  
TEL 048-600-0346 FAX 048-601-1295

調査委託先：UFJ総合研究所 経済・社会政策部 運輸・物流研究室  
〒105-8631 東京都港区新橋1-11-7  
TEL 03-3572-9033 FAX 03-5568-4658

---

---

禁無断転載